

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第48号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年12月10日 02時00分ごろ
発生場所	高知県奈半利港の新内港東岸壁 高知県奈半利町所在の奈半利港東防波堤灯台から真方位064° 500m付近 (概位 北緯33°25.3′ 東経134°01.1′)
事故等調査の経過	平成26年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五十八長久丸、499トン 135110、有限会社長久 B 漁船 泰生丸、19.99トン KO2-2345（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船尾外板に擦過傷 B 両舷外板及びブルワークに曲損
事故等の経過	A船は、右舷前方に右舷錨を入れ、左舷前方の係船浮標に1本の係船索を、後方の奈半利町所在の造船所が占有している新内港東岸壁（以下「本件岸壁」という。）のビットに両舷から各2本の係船索をそれぞれ取って船尾着けとし、全ての乗組員を雇止めとして無人で係船していた。 B船は、漁期を終え、入渠して整備をすることとなり、船台が空くまでの間、A船の北側の本件岸壁に右舷着けし、船長Bが、B船に泊まり込み、機関等の整備を行っていた。 船長Bは、平成25年12月9日、風雨が強まって船体が動揺を始めたので、係船索を増し取りしたものの、動揺が激しく就寝できずにいたところ、船外から異音が聞こえた後、10日02時00分ごろ、衝撃を感じた。 船長Bは、船外に出たところ、A船の係船索が切れてB船に衝突したことに気付き、B船の船舶所有者に連絡を取って状況を伝えた。 A船は、B船の船舶所有者から連絡を受けた造船所の職員によってB船から離され、再び係船された。
気象・海象	気象：天気 しゅう雨、風向 南、風力 7、視程 約7km 奈半利町には、12月9日10時10分から強風及び波浪の各注意

	<p>報が発表されており、本事故当時は継続中であつた。また、前線を伴った低気圧が、9日夜遅くから10日未明にかけて四国の南岸を発達しながら東北東に進み、10日01時ごろから02時ごろにかけて、高知県南岸に竜巻と推定される突風が発生した。</p>
その他の事項	<p>A船は、左舷船首の係船索及び左舷船尾の係船索2本のうちの1本が切断していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B なし A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、本件岸壁において船尾着けとして係船中、左舷船首の係船索及び左舷船尾の係船索2本のうちの1本が切断したことから、移動してB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、前線を伴った低気圧が、9日夜遅くから10日未明にかけて四国の南岸を発達しながら東北東に進み、10日01時ごろから02時ごろにかけて、高知県南岸に竜巻と推定される突風が吹いていたことから、強風により左舷船首の係船索及び左舷船尾の係船索2本のうちの1本が切断したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件岸壁において右舷着けで係船中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本件岸壁において、A船及びB船が係船中、強風によりA船の係船索が切断したため、移動してB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>